



宮 崎 県 公 報

平成19年10月9日（火曜日）第 1920 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料（送 料 共） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 道路の区域の変更……………（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始……………（ ” ） 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

- 町村の意見……………（地域産業振興課） 1
- 県営土地改良事業に係る換地計画の策定……………（農村整備課） 1
- 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し……………（管理課） 2
- 入札公告…………… 3
- 海区漁業調整委員会告示
 - 宮崎海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程…………… 4

告 示

宮崎県告示第 804号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年10月9日から平成19年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	国道 2 22号	都城市上町 2358番 1 地先から同市同町2360番地先まで	旧	23.0 ～ 28.0	16.0
				新	24.8 ～ 28.0	

宮崎県告示第 805号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年10月9日から平成19年10月23日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 22号	都城市上町 2358番 1 地先から同市同町2360番地先まで	平成19年10月9日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、都城市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
都城ショッピングセンター
都城市千町4351- 2 外
- 意見の概要
当該店舗の変更届出に伴う周辺地域の生活環境への影響については、大規模小売店舗立地法第 4 条により指針を満たしているため、意見を有しない。
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所及び宮崎県延岡商工労政事務所
 - 期間
平成19年10月9日から平成19年11月9日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 1 項の規定により、紙屋第一地区 1 換地区県営土地改良事業（野尻町、県営畑地帯総合整備事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 縦覧に供する書類
策定に係る換地計画書の写し
- 縦覧期間
平成19年10月9日から平成19年11月6日まで
- 縦覧場所
野尻町役場

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、
建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成19年10月 9 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-18)第44号	八木建設	八木 晃一	宮崎県都城市丸谷町 656	一般	土木工事業、とび・土工工事業	平成19年 8 月 28日付けで廃業した旨の届	平成19年 8 月 28日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第 340号	(株)第二建設	児玉 洋征	宮崎県えびの市大字向江 700	一般	土木工事業、ほ装工事業	平成19年 8 月 10日 "	平成19年 8 月 10日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-15)第 358号	(株)宮新建設	田宮 淳	宮崎県宮崎市大字芳土 1060- 3	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	平成19年 8 月 31日 "	平成19年 8 月 31日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第 872号	宗建設(株)	安田 三保	宮崎県日向市都町14- 16	一般	管工事業、塗装工事業	平成19年 8 月 13日 "	平成19年 8 月 13日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第 915号	川口建設(株)	土居 洋祐	宮崎県延岡市長浜町 1- 1796	一般	造園工事業	平成19年 8 月 3日 "	平成19年 8 月 3日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-14)第1304号	(有)村田工務店	村田 隆	宮崎県都城市庄内町8033	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成19年 8 月 16日 "	平成19年 8 月 16日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-19)第1473号	北方建設(有)	加行 幸一	宮崎県延岡市北方町角田丑1123- 1	一般	建築工事業	平成19年 8 月 6日 "	平成19年 8 月 6日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第2224号	藤谷工務店	藤谷 清宣	宮崎県都城市郡元町3260- 29	一般	建築工事業	平成19年 8 月 10日 "	平成19年 8 月 10日 (全廃業)
宮崎県知事許可(特-18)第2444号	原工業(株)	原 千春	宮崎県えびの市大字向江 296- 4	特定	建築工事業	平成19年 8 月 23日 "	平成19年 8 月 23日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(特-17)第4692号	(株)坂元建設	坂元 誠治	宮崎県都城市山之口町山之口3860- 4	特定	管工事業	平成19年 8 月 30日 "	平成19年 8 月 30日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第4727号	吉川建設	吉川 幸廣	宮崎県都城市葦原町 3241- 4	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業	平成19年 8 月 21日 "	平成19年 8 月 21日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-16)第5531号	(有)望月建設	望月 健男	宮崎県日向市大字財光寺1406	一般	管工事業、造園工事業	平成19年 8 月 20日 "	平成19年 8 月 20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-17)第6912号	(有)山田産業	山田 和弘	宮崎県宮崎郡清武町大字加納甲 219- 1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業、水道施設工事業	平成19年 8 月 20日 "	平成19年 8 月 20日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-18)第7133号	(株)甲輝建設	甲斐 武夫	宮崎県東臼杵郡椎葉村大字松尾1115- 5	一般	管工事業	平成19年 8 月 20日 "	平成19年 8 月 20日 (一部廃業)

宮崎県知事許可 (般-17)第7154号	(有)一隆建設	小松山 秀一	宮崎県都城市甲斐元町19-16	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	平成19年8月28日付で廃業した旨の届	平成19年8月28日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-15)第7277号	(株)五大建設	甲斐 義則	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所1296-1	一般	管工事業	平成19年8月8日 "	平成19年8月8日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第7756号	西建設工業(株)	西 由美子	宮崎県小林市大字細野2845-7	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成19年8月30日 "	平成19年8月30日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-17)第10128号	甲斐土木造園(有)	甲斐 武智	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方4123-1	一般	管工事業	平成19年8月20日 "	平成19年8月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第10463号	モール地研(株)	菊池 藤夫	宮崎県延岡市出口町10-9	一般	石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	平成19年8月20日 "	平成19年8月20日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-18)第10489号	ハヶ婦設備	ハヶ婦 高志	宮崎県えびの市大字小田1348-4	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	平成19年8月31日 "	平成19年8月31日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-14)第11654号	宮崎浄化槽管理(株)	矢野 雅誠	宮崎県宮崎市恒久4-8-6	一般	管工事業	平成19年8月22日 "	平成19年8月22日 (一部廃業)

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成19年10月9日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 住民基本台帳ネットワークシステム宮崎県サーバ一式
- (2) 住民基本台帳ネットワーク宮崎県サーバ運用管理支援
- (3) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (4) 納入期限 平成20年5月31日
- (5) 契約期間 平成20年6月1日から平成25年3月31日まで(58月)
- (6) 納入場所 入札説明書による。
- (7) 入札方法 (1)の借入物品及び(2)の運用管理支援について入札を実施する。入札金額は、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額及び運用管理支援の金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) 県は、上記1の(5)の契約期間において、本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合は、本件契約を解除するものとする。
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成19年宮崎県告示第339号に規定する資格を有する者で、業種がサービス(役務の提供)に関する業種で、営業種目が賃貸業務でかつ種目が電算機器であること又は営業種目が電算業務でかつ種目が電算処理(システム開発を含む。)、データエントリー及びその他のものであること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者においては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。
 - カ 住民基本台帳ネットワーク宮崎県サーバ運用管理支援について必要な知識を有している者であること。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからカまでの資格要件を満たすことを証明する書類を下記アからウまでにより提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

 - ア 提出場所 宮崎県地域生活都市町村課行政担当 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7116
 - イ 提出期限 平成19年11月9日午後5時

- ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
 - (1) 場所 宮崎県地域生活部市町村課行政担当
 - (2) 期間 平成19年10月9日から平成19年11月19日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 5 入札説明書及び仕様書の交付
 - (1) 場所 宮崎県地域生活部市町村課行政担当
 - (2) 期間 平成19年10月16日から平成19年11月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 6 入札説明会

入札説明会は実施しない。ただし、本件入札に関する質問については平成19年11月9日午後5時まで受け付ける。なお、入札に関する質問にあっては個別に対応するが、入札に参加しようとする者全員に周知する必要があると判断したものに関しては、メール又はホームページで通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県地域生活部市町村課行政担当
 - (2) 提出期限 平成19年11月19日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付(郵便にあっては、書留郵便に限る。)により提出すること。
- 8 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁本館3階第二会議室
 - (2) 日時 平成19年11月20日午前9時
- 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県地域生活部市町村課行政担当
- 13 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨
- 14 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続きの停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service required: Computer System for the basic residential registers,1set
 - (2) Time limit for tender: 5:00.p.m.19 November 2007
 - (3) Contact point for the notice: Regional Affairs Department Section Municipal Affairs Division Miyazaki Prefectural Government, 2-10- 1 TachibanadoriHigashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL: 0985-26-7116

する。

平成十九年十月九日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村田 壽

宮崎海区漁業調整委員会告示第一号

宮崎海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程

宮崎海区漁業調整委員会規程(昭和三十七年宮崎海区漁業調整委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「庁中処務細則」を「宮崎県職員服務規程(平成十八年訓令第十号)」に、「文書取扱規程」を「文書取扱規程(平成二十一年訓令第五号)」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

海区漁業調整委員会告示

宮崎海区漁業調整委員会規程の一部を改正する規程をここに公表